

意見書案第10号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年12月18日提出

提出者

向日市議会議員 丹野直次

賛成者

向日市議会議員 杉谷伸夫

〃 富安輝雄

〃 米重健男

## 非核三原則の堅持を求める意見書

昭和 20 年 8 月 6 日及び 8 月 9 日の広島・長崎への原子爆弾の投下により、我が国は世界唯一の戦争被爆国となった。昭和 42 年に佐藤内閣により、「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」というこの核に対する三原則」が表明され、昭和 46 年には衆議院における決議として採択され、核兵器を「持たず、作らず、持込ませず」の非核三原則が確立された。以降、我が国の歴代の内閣においても非核三原則を堅持することを方針とし、平和国家としての国是となっている。

今まで我が国は唯一の戦争被爆国として被爆の実相を世界に伝え、核廃絶への絶え間ない努力を行ってきたものである。本市においても昭和 59 年に世界平和都市であることを宣言し、「恒久平和達成と、唯一の被爆国民として、全世界に核兵器の廃絶と軍縮を求め、戦争による惨禍を繰り返させてはならない。この人類共通の大義に向かって不断の努力を傾注することは、我々に課せられた責務である。」と表明した。

高市内閣におかれては安保三文書の改定をはじめ、防衛費の対 G D P 比 2 %への増額などを方針として打ち出されている。11 月 25 日に閣議決定した非核三原則に関する質問主意書に対する答弁では、「政策上の方針として堅持している。」としているものの、今後の安保三文書改定により、国会決議で確立された非核三原則が、閣議決定をもって覆されることがあっては断じてならない。核兵器禁止条約が発効し世界的な核廃絶の潮流が生まれる今日において、これまでの政府方針を引き継ぎ、我が国の平和主義の発露たる非核三原則を引き続き堅持されることを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 18 日

京都府向日市議会